

Information 01

施設使用料、手数料などが変わります

市では、行政サービスを将来にわたって持続的に提供することと、費用負担の公平性や受益者負担の適正化の観点から、公共施設の使用料、手数料、保育料などについて令和6年4月1日から改定します。改定後の金額など、詳細については市公式ホームページをご覧ください。

公共施設使用料と減免制度について

公共施設使用料
公民館や体育施設などの公共施設の1時間当たりの使用料を、施設維持管理費や減価償却費に加え、各施設の人件費を基に算出して改定します。ただし、激変緩和措置として、現行使用料の1.5倍を上限とします。

また、これまで施設使用料とは別に設定していた、冷暖房料や音響設備(登米祝祭劇場を除く)などの電気機器使用料については、ナイター照明設備など一部を除き、改定後は使用料に含めることとします。

また、**減免制度**
施設使用料は、施設の利用者から等しく負担していただくものですが、例外的に、公益性や公共性の高い活動内容で、使用料の負担を政策的に軽減する必要が認められる場合には、その全部、または一部を免除することができます。

今回の施設使用料の見直しに合わせて、受益者負担の適正化の観点から、減免制度を次のとおり見直します。
▼「登米市公の施設使用料の減免等に関する規則」に規定する減免適用団体および減免割合の変更▼減免適用団体に限らず、無償のボランティア活動のうち、一定の要件を満たす場合は、使用料を免除することができるよう規定を新たに追加▼「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」を令和5年度をもって廃止。(申請受付は令和6年2月末日終了)

【問い合わせ】まちづくり推進部まちづくり推進課(行政改革推進係)



市公式ホームページ(使用料、減免制度)

☎0220(22)2147

放課後児童クラブの有料化について

放課後児童クラブは、これまで無料で運営してきましたが、児童クラブを利用する人と利用しない人の公平性の確保などの観点から、利用が有料となります。

利用については、平日、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日

| 利用区分 | 利用料の額 | |
|------------|--------------|---------------|
| | 平日を利用する場合 | 平日を利用しない場合 |
| 平日(月~金) | 1月当たり 3,000円 | — |
| 長期休業日(月~金) | 学年始休業日 | 1期間当たり 750円 |
| | 夏季休業日 | 1期間当たり 3,600円 |
| | 冬季休業日 | 1期間当たり 900円 |
| | 学年末休業日 | 1期間当たり 750円 |
| 土曜日 | 1月当たり 1,200円 | |

業日、学年末休業日、土曜日の各区分を選択することができます。右の表に基づき、利用する区分が増えることに加算されます。ただし、平日と長期休業日を利用する場合は、長期休業日

業日の利用料が半額となります。同一世帯において利用児童が複数人いる場合は、利用料を軽減する制度があります。また、一時利用を利用する場合、平日の利用は日額150円、土曜日・長期休業日・振替休業日の利用は日額300円を負担していただきます。

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子育て支援係)
☎0220(58)5562



市公式ホームページ(放課後児童クラブ利用料)

保育料の改定について

少子化対策の一環として、保育料を県内他市よりも低く設定し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってきましたが、保育事業を持続的に実施していくため保育料を見直します。保育料は所得の階層に応じ

て国が上限額を定めており、その上限額の範囲内で市町村が独自に定めています。本市の現行の保育料は、国で定める上限額の60%としており、今回の改定では、その割合を、平均65%程度とします。また、所得による階層区分を7階層から17階層に細分化し、階層間の保育料の差を緩やかにして設定します。

【問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(子ども保育係)
☎0220(58)5562

手数料の改定について

各種証明などの発行手数料と直接搬入ごみの処分手数料を改定します。詳細は、ホームページのほか、総合支所およびクリーンセンターの窓口付近へ掲示しています。



市公式ホームページ(保育)

各種証明等発行手数料
【対象】住民票の写し▼住民票記載事項証明▼住民基本台帳閲覧▼戸籍の附票の写し▼印鑑登録証交付▼印鑑登録証明▼身分証明▼租税及び公課に関する証明▼租税以外に関する証明

| 区分 | 改正後 | 改正前 | 適用 |
|------------|------|-----|--|
| 許可業者搬入ごみ | 140円 | 80円 | 重さ10 ^{kg} 当たりの額 ※1 ^{kg} の桁を四捨五入した10キログラム単位の数量とし、10 ^{kg} に満たないときは、10 ^{kg} とみなします |
| 事業者直接搬入ごみ | 140円 | 80円 | |
| 一般家庭直接搬入ごみ | 70円 | 50円 | |

【問い合わせ】環境事業所クリーンセンター ☎0225(76)0102



市公式ホームページ(手数料)

Information 02

オリンピック・パラリンピック返還木材を活用したテーブルを総合支所へ設置

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、競技会場・選手村などで多くの木材が使用されました。施設の解体後、県内唯一の木材提供自治体である登米市に返還された木材は、オリンピックレガシーとして次世代へ受け継ぐため、活用方法を公募・決定し、この度、返還木材を使用し

た「みんな集まれ(テーブルinチェア)」を、各総合支所へ配置しました。オリンピックエンブレムが焼印された、木のぬくもりが感じられる作品となっています。来庁した際は、ぜひご利用ください。
【問い合わせ】産業経済部農林振興課(林業振興係)
☎0220(34)2709



Information 03

カップパーフマラソン開催に伴う交通規制を実施します

第35回カップパーフマラソンの開催にあたり、コース周辺を交通規制します。通行の際は、現場の係員の指示に従ってください。

【日時】12月3日(日)午前9時10分~正午(予定)
【区間】登米総合体育館東側(一関方面(国道342号線))
【問い合わせ】カップパーフマラソン実行委員会事務局(とよまさスポーツクラブ蔵っこ)
☎0220(53)1155

